

## 実務経験に加算できる工事と年数

### (1) 第一種電気工事士試験合格で申請の場合

#### ●実務経験として認められる工事

- (ア) 電気工作物に該当する電気設備を設置、または変更する工事  
自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含む  
キュービクル、変圧器等の据付に伴う土木工事及び電気機器の製造は除く。
- (イ) 経済産業大臣が指定する養成機関において、教員として担当する実習  
職業訓練指導員免許の免許職種は『電気工事科』及び、平成5年3月31日  
までに交付された『電気科』に限る

#### 必要な実務年数

3年以上

### (2) 電気主任技術者免状取得者の場合

#### ●実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物の工事、維持または運用に関する保安の監督
- (イ) 自ら行う電気工作物の工事、維持または運用

#### 必要な実務年数

5年以上

ただし、実務経験は免状交付日以降に限る。

### (3) 高圧電気工事技術者試験合格者の場合

#### ●実務経験とみなせる工事

- (ア) 電気工作物に該当する電気設備を設置、または変更する工事  
自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含む  
キュービクル、変圧器等の据付に伴う土木工事及び電気機器の製造は除く。

#### 必要な実務年数

3年以上

ただし、実務経験は、試験合格通知日以降に限る。

## 実務経験にならない工事

次の工事は実務経験として認められません。

- (1) 軽微な工事（電気工事士法施行令第 1 条）※注 1 参照
- (2) 軽微な作業（電気工事士法施行規則第 2 条）※注 2 参照
- (3) 特殊電気工事（電気工事士法施工規則第 2 条の 2）
  - ア ネオン工事
  - イ 非常用予備発電装置工事（500kw 未満）
- (4) 電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
- (5) 保守通信設備に係る工事
- (6) 法令違反の工事
  - ア 第二種電気工事士免状交付日に行った一般用電気工作物の工事
  - イ 認定電気工事従事者認定証の交付を受けずに行った、平成 2 年 9 月 1 日以降の、最大電力 500kw 未満の自家用電気工作物の工事
  - ウ 電気工事業者としての登録又は届出を受けずに行った電気工事業に係る一般用電気工作物の工事

この他、

**第一種電気工事士試験合格での申請における保安、点検、維持運用の実務。施工管理、現場監督等も実務の年数には含まれません。**

詳しくは別表 1

よくあるお問い合わせの事例から

【1】実務経験として認められる工事等と資格との関係(概要)

別表1

電気工事士の資格をもたない者が電気工事に従事することは法令違反であり、実務経験にはなりません。

| 電気工作物の種類                    | 事例  | 電力規模   | 工事内容等                                      | 資格           | 実務経験可否<br>(可=○) |
|-----------------------------|---|--|--|--------------|-----------------|
| 1<br>自家用電気工作物               | 駅ビル、オフィスビル、デパート、ショッピングモール、テナントビル、大規模病院、工場、共同住宅共有部等<br><br>※これらのビル内の個別店舗、事務所等での低圧電力部分の工事もこれに含まれます。一般用電気工作物ではありません。 | 契約電力500kw以上<br>(電気工事士法外)<br>※電気主任技術者の指導監督のもと行う工事 | 電気設備設置、変更工事<br>(一般的な電気工事)<br>※非常用発電設置工事も含む | なし           | ○               |
|                             |   |  |  | 第二種電気工事士免状   | ○               |
|                             |   |  | 認定電気工事従事者認定証                               | ○            |                 |
|                             |   |  | 電気主任技術者免状<br>(第一種・二種・三種)                   | ○            |                 |
|                             |   | 契約電力500kw未満<br>※電気主任技術者の指導監督のもと行う工事              | ビル管理、保安業務<br>(巡視、点検、運転管理業務)                | 電気主任技術者免状なし  | 実務経験になりません      |
|                             |   |  |  | なし           | 実務経験になりません      |
|                             |   |  | 電気設備設置、変更工事<br>(一般的な電気工事)                  | 第二種電気工事士免状   | 実務経験になりません      |
|                             |   |  |  | 認定電気工事従事者認定証 | ○               |
| ビル管理、保安業務<br>(巡視、点検、運転管理業務) | 電気主任技術者免状<br>(第一種・二種・三種)  | ○  |  |              |                 |
|                             | 電気主任技術者免状なし   | 実務経験になりません                                       |  |              |                 |
| 2<br>一般用電気工作物               | 戸建住宅、商店、アパート、共同住宅占有部等(キュービクル設置無し)   | 契約電力50kw未満                                       | 電気設備設置、変更工事<br>(一般的な電気工事)                  | 第二種電気工事士免状   | ○               |
|                             |   |  |  | なし           | 実務経験になりません      |

|  |
|--|
| 証明者が電気工事業者として登録していることについて                          |
|  |
|  |
|  |
| 電気工事業者の登録、届出が必要です。登録、届出がなければ証明できません。(建設業許可ではありません) |
|  |
| 電気工事業者の登録、届出が必要です。登録、届出がなければ証明できません。(建設業許可ではありません) |
|  |

※養成施設での実習による教員としての実務経験

職業訓練指導員免許(免許職種は電気工事もしくは、平成5年3月31日までに交付された電気科のみ。)をお持ちで、第一種電気工事士試験に合格されている方。認定による申請はありません。

【2】実務経験の期間

|         |
|---------|
| 実務経験の期間 |
| 3年以上    |

## 電気工事士法施行令（抜粋）

### ※注1（軽微な工事）

第1条 電気工事士法第二条第三項ただし書の政令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

- 一 電圧六百ボルト以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧六百ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- 二 電圧六百ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧六百ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- 三 電圧六百ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- 四 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が三十六ボルト以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- 五 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事  
地中電線用の暗渠（きよ）又は管を設置し、又は変更する工事

### 電気工事士法施行規則

### ※注2（軽微な作業）

第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

#### 一 次に掲げる作業以外の作業

- イ 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。）
  - ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業
  - ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業
  - ニ 電線管、線樋（び）、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業
  - ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）
  - ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業
  - ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業
  - チ 電線、電線管、線樋（び）、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業
  - リ 金属製の電線管、線樋（び）、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業
  - ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業
  - ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
  - ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器（電気さく用電源装置を除く。）に電線を接続する作業
- 二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

- 2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。
  - 一 次に掲げる作業以外の作業
    - イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業
    - ロ 接地線を一般用電気工作物（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
  - 二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業